- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表 (工場製作にあっては工場組織表)
- (4) 安全管理
- (5) 主要機械
- (6) 主要材料
- (7) 施工方法 (主要機械,仮設備計画,工事用地等を含む)
- (8) 施丁管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理 (ダンプトラックの過積載防止についても記載する)
- ⑪ 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) UD指針に基づき実施する項目・内容
- (15) そ の 他
- 2. 受注者は、上記1.(6)において、コンクリート二次製品のうち、福島県土 木部の認定製品、及びJIS指定工場の生コンクリートを使用する場合は、各 工場名等を必ず記載するものとする。
- 3. 受注者は、上記 1. (9)において、受注者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。
- 4. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書(変更又は追加した頁)を監督員に提出し、打ち合わせをしなければならない。
- 5. 受注者は,施工計画書を提出した際,監督員が指示した事項について,さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
- 1 1 8 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後速やかに、変更時は登録内容の変更後速やかに、完成時は、工事完成後速やかに、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとる。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2、500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が、 土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、 変更時の提示を省略できるものとする。

1-1-9 監督員

- 1. 当該工事における監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
- 2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、 緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合 には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と受注 者の両者が指示内容等を確認するものとする。
- 1 1 10 現場代理人
- 1. 現場代理人は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用しなければならない。なお、顔写真は、縦3cm・横2.5cm程度の大きさとする。
- 2. 現場代理人は、工事現場内において、現場代理人であることを示す腕章を着用しなければならない。腕章の寸法及び色については、図1-1による。



図1-1 腕 章

1 - 1 - 11 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。